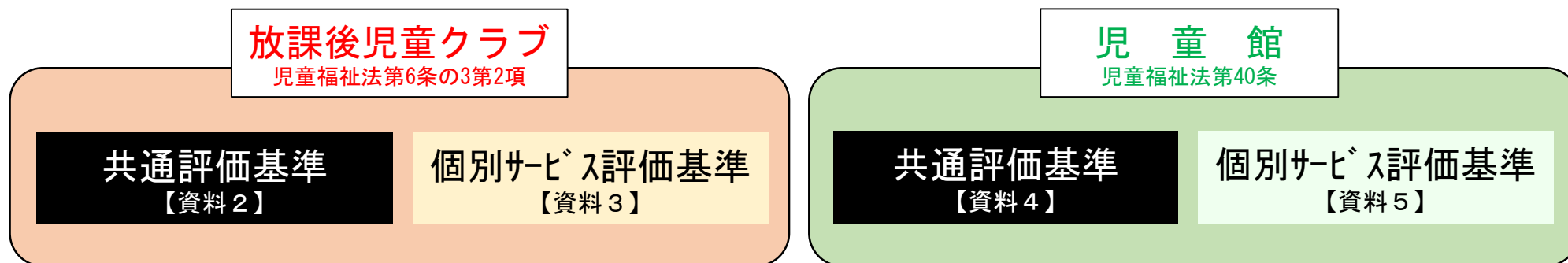


令和7年6月3日に開催された第三者評価に関する政府・自治体の全国会議にて、こども家庭庁成育局成育環境課より、放課後児童クラブ・児童館を第三者評価の対象へ含めるよう、都道府県推進組織へ検討のお願いがありました。

これを受け、本県においても、**放課後児童クラブ**・**児童館**を評価する上で必要となる、共通・個別評価基準を国の評価基準に準じて策定します。



共通評価基準

高齢施設・障害施設等と共通項目の評価基準です。経営理念や組織の運営状態を評価します。

個別サービス評価基準

各サービス毎に異なる評価基準です。各サービスに独自の提供内容や機能を評価します。

# ◆ 議事（２） 徳島県福祉サービス評価機関認証要綱等の改正について

令和５年１月２６日の徳島県福祉サービス評価推進委員会にてお諮りした改正について、本来、他県で認証を得ている評価機関を本県で認証する際に、**本県での認証手続を簡素化し、事務局・委員会・評価機関の負担を軽減する目的で導入しております。**

しかし、その後の運用において、本県と他県の認証要件について、相互に異なる部分のあることが判明したため、これらの点を解消すべく、以下により**所要の改正を行います。**

## 徳島県福祉サービス評価機関認証要綱 新旧対照表【資料６】

改正案	現 行
<p>第１条 (略)</p> <p>第２条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法人格を有すること。</p> <p>二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>三 評価を決定する委員会等を設置していること。</p> <p>四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。</p> <p>イ 次の（１）又は（２）に該当する評価調査者をそれぞれ１名以上設置すること。</p> <p>（１）組織運営管理業務を３年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p> <p>（２）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p> <p>ロ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。</p> <p>ハ その他</p> <p>（１）評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。</p> <p>（２）一件の評価に２人以上（イ（１）及び（２）のそれぞれ１名以上を含むこと。）の評価調査者が一貫してあたること。</p>	<p>第１条 (略)</p> <p>第２条 評価機関の認証基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 法人格を有すること。</p> <p>二 施設等による福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>三 評価を決定する委員会等を設置していること。</p> <p>四 次の要件を満たす評価調査者を確保していること。</p> <p>イ 次の（１）又は（２）に該当する評価調査者をそれぞれ１名以上設置すること。</p> <p>（１）組織運営管理業務を３年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p> <p>（２）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を３年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者</p> <p>ロ 評価調査者は、徳島県若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。</p> <p>ハ その他</p> <p>（１）評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。</p> <p>（２）一件の評価に２人以上（イ（１）及び（２）のそれぞれ１名以上を含むこと。）の評価調査者が一貫してあたること。</p>
<p>五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。</p> <p>イ 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ（１）又は（２）に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価調査者の氏名については非公開も可。）</p>	<p>五 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。</p> <p>イ <b>評価を決定する委員会等の委員及び</b>所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、前号イ（１）又は（２）に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、<b>評価を決定する委員会等の委員及び</b>評価調査者の氏名については非公開も可。）</p>
<p>ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。）</p> <p>ハ 評価の手法</p> <p>ニ 守秘義務に関する規程</p> <p>ホ 倫理規程</p> <p>ヘ 評価料金表</p> <p>ト 評価事業の実績</p> <p>六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。</p>	<p>ロ 事業内容等に関する規程（評価を実施するサービス種別を含むこと。）</p> <p>ハ 評価の手法</p> <p>ニ 守秘義務に関する規程</p> <p>ホ 倫理規程</p> <p>ヘ 評価料金表</p> <p>ト 評価事業の実績</p> <p>六 評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。</p>

<p>(評価に係る留意事項)</p> <p>第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。</p> <p>2 評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。</p> <p>この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</p> <p>3 利用者等に対する調査を実施すること。</p> <p>4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。</p> <p>5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。</p>	<p>(評価に係る留意事項)</p> <p>第3条 評価は、原則として徳島県福祉サービス評価基準に基づいて行うこと。</p> <p>2 評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査により行うこと。</p> <p>この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。</p> <p>3 利用者等に対する調査を実施すること。</p> <p>4 担当評価調査者が、現在関係する事業所の評価を行うことはできないこと。</p> <p>5 評価を決定する委員会等の委員は、現在関係する事業所の評価決定に加わることはできないこと。</p>
<p>6 以下の(1)、(2)に該当する事業所を評価しようとする場合は、評価を決定する委員会等の委員一覧を公開すること(評価調査者養成研修の修了に関すること、前条第4号イ(1)又は(2)に関する資格及び主な経歴を記載したもの。なお、評価を決定する委員会等の委員の氏名については非公開可。)</p> <p>(1) 評価機関の会員等のうち、サービス事業者及びそれを経営する者が会員等の半数を超えている場合に、会員等となっているサービス事業者</p> <p>(2) 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者</p> <p>7 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」を活用し、公表すること。</p>	<p>6 評価結果については、評価を受けた事業者の同意を得て、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」を活用し、公表すること。</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>(認証)</p> <p>第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、事務局において書類審査を行い、要件を満たす場合はこれを認証する。</p>	<p>(認証)</p> <p>第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。</p>
<p>第6条～第14条 (略)</p> <p>様式第1号～第6号 (略)</p>	<p>第6条～第14条 (略)</p> <p>様式第1号～第6号 (略)</p>

①

R5.1.26委員会にて御説明

他の都道府県における評価機関認証を得ている法人の審査手続を簡素化し、事務局・委員会・評価機関の負担を軽減する趣旨で導入。

## 徳島県福祉サービス評価機関認証実施要領

改 正 案	現 行
第 1 条～第 2 条 (略)	第 1 条～第 2 条 (略)
<p>(評価を決定する委員会等)</p> <p>第 3 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む <u>3</u> 名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。 (なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。)</p>	<p>(評価を決定する委員会等)</p> <p>第 3 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する「評価を決定する委員会等」とは、評価調査者を含む <u>5</u> 名以上から構成されるもので、評価結果を合議により決定する委員会等をいう。 (なお、評価を決定する委員会等委員には、福祉に関する学識経験者等を含むことが望ましい。)</p>
第 4 条～第 9 条 (略)	第 4 条～第 9 条 (略)
<p><u>(評価を決定する委員会等の委員一覧の公開)</u></p> <p>第 1 0 条 <u>要綱第 3 条第 6 項に規定する「評価を決定する委員会等の委員一覧」の公開は要綱第 3 条第 7 項に規定する評価結果の公表を行う際、その情報を付記することにより、公開を行うこととする。なお、事業者の求めに基づき、評価結果を公開しないこととする場合は、「評価を決定する委員会等の委員一覧」についても、この公開を要しない。</u></p>	(新規)
第 <u>1 1</u> 条 (略)	第 <u>1 0</u> 条 (略)

## ◆ 議事（3）徳島県福祉サービス評価機関の新規認証と事業廃止について

福祉総合評価機構愛媛県事務所が事務所を閉所し、新法人（共育機構Ohma）を設立したことから、本県へ新規認証申請が提出されたため、次の法人を事業廃止、新規認証します。

新規認証

特定非営利活動法人 共育機構Ohma 【資料8・9・10】

事業廃止

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構愛媛県事務所 【資料7】